

津軽地域ごみ処理広域化に係る協議項目結果一覧（令和6年2月2日現在）

分類	協議項目	決定機関 A:協議会 B:幹事会 C:専門部会	決定日 (協議終了日)	決定内容
1 広域化の方式及び期日				
1	広域化の方式	A	R2. 2. 18	一部事務組合方式とし、弘前地区環境整備事務組合に統合
2	広域化の期日	A	R2. 2. 18	令和8年4月1日
2 運営主体				
1	名称	A	R2. 2. 18	弘前地区環境整備事務組合
2	構成団体	A	R2. 2. 18	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村及び西目屋村
3	共同処理する事務	A	R2. 2. 18	ごみ処理施設の設置及び管理
4	施設の設置	A	R2. 2. 18	黒石地区清掃施設組合の環境管理センターを廃止し、弘前地区環境整備事務組合の弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場に集約
5	事務所の位置	A	R2. 2. 18	弘前市大字町田字筒井6番地2
3 議会				
1	議員の定数及び選出方法	A	R4. 10. 27	組合議会議員の定数は15人とする。 ・弘前市の議会の議員の互選によるもの 6人 ・黒石市及び平川市の議会の議員の互選によるもの 各2人 ・大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村及び西目屋村の議会の議員の互選によるもの 各1人
2	議員の任期	A	R4. 10. 27	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
3	議長、副議長の選挙	A	R4. 10. 27	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	定例会	A	R4. 10. 27	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5	議員報酬・費用弁償	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
6	議員の公務災害	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7	議員視察	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8	専決処分事項の指定	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4 執行機関				
1	管理者、副管理者の選任方法	A	R4. 10. 27	組合に管理者1人、副管理者7人を置く。 ・管理者は、弘前市長をもって充てる。 ・副管理者は、弘前市長を除く構成市町村長をもって充てる。
2	会計管理者の選任	A	R4. 10. 27	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
3	監査委員の定数及び選任方法	A	R4. 10. 27	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	定期監査	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5	月例現金出納検査	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
6	公平委員会	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5 経費の支弁方法				
1	経費の負担割合等	A	R3. 8. 30	①処理費及び施設維持管理費 弘前地区環境整備事務組合の分担方法及び割合（ごみ搬入量割100%）を引き継ぐ。 ただし、令和13年度以降については、現時点での試算に不確定要素を多く含むことから、令和13年度中に改めて試算し、協議を行うこととする。 ②施設整備費（南部清掃工場基幹的設備改良工事費（工事関連費含む）） 南部清掃工場建設時の分担方法及び割合（ごみ搬入量割60%＋人口割40%）を引き継ぐ。

分類	協議項目	決定機関 A:協議会 B:幹事会 C:専門部会	決定日 (協議終了日)	決定内容
6 管理				
1	職員の定数	A	R4. 2. 2	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
2	組織及び職員配置	A	R3. 8. 30	現行の弘前地区環境整備事務組合の組織体制及び人員配置を引き継ぐこととし、職員は地方自治法第252条の17の規定に基づく構成市町村からの派遣とする。
3	公告	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	条例、規則、訓令等の制定及び改廃	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5	例規集の編纂	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。 なお、例規集データについては、構成市町村や施設利用者の利便性向上のため、広域化までに組合ホームページへの掲載を検討する。
6	公文書の保存、整理	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7	公印の管理	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8	附属機関	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
9	組合の休日	B	R4. 5. 20	現行の黒石地区清掃施設組合の運用を引き継ぐ。
10	行政手続	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11	行政不服審査	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
12	情報公開	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
13	個人情報保護	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
14	暴力団排除	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7 人事				
1	職員採用（試験・計画）	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
2	職員の任免（分限・懲戒）	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
3	人事異動	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	職員の服務	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5	級別職務分類	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
6	階級	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7	昇任、昇給、昇格	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8	人事評価	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
9	休暇・職務専念義務の免除	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
10	職員教育・研修	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11	福利厚生	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8 給与				
1	職員給料	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
2	人事給与管理システム	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
3	初任給基準	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	諸手当	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
5	公務災害補償	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
6	特別職の旅費	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7	職員等の旅費	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8	市町村共済組合事務	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
9	社会保険事務	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
10	雇用保険事務	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11	その他災害保険	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
12	財形貯蓄	B	R4. 5. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

分類	協議項目	決定機関 A:協議会 B:幹事会 C:専門部会	決定日 (協議終了日)	決定内容
9 財務				
1	財政調整・退職手当基金	A	R3.11.10	①財政調整基金 現行の弘前地区環境整備事務組合の取扱いを引き継ぐ。 なお、広域化時の基金として、3億円を8市町村が負担割合に応じて持ち寄り、積み立てるものとし、積立方法及び時期については広域化時まで協議の上、決定する。 また、会計年度で生じる剰余金による積立金は、事故や災害により生じた経費に充てる財源を確保した上で、構成市町村の負担金軽減や平準化に活用するなど、積立残高が過剰にならないよう調整する。 ②退職手当基金 広域化後は退職手当基金を設置しない。
2	財産管理（動産・不動産）	A	R3.11.10	広域化時に弘前地区環境整備事務組合が管理する財産は、令和8年3月31日時点で弘前地区環境整備事務組合が所有する全ての財産とする。 なお、黒石地区清掃施設組合が所有する財産のうち、黒石地区清掃施設組合構成市町村での協議を踏まえ、8市町村のごみ処理に資する財産がある場合は、必要に応じて8市町村で協議の上、取扱いを決定する。
3	財務会計システム	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
4	補助金、交付金	B	R4.1.12	広域化時点での弘前地区環境整備事務組合が取り扱う補助金及び交付金は定めない。
5	起債管理	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。 なお、広域化前に弘前地区環境整備事務組合が借入したもののうち、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場の整備に係る借入については、広域化以降、8市町村で負担する。
6	物品、備品調達・管理	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
7	賃貸借契約	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
8	各種委託契約	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
9	その他契約	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
10	入札指名事務及び契約手続き	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11	工事設計書作成	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
12	検査事務	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
13	指定金融機関	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の指定金融機関を引き継ぐ。
14	使用料（収入）	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
15	現金の取扱い	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
16	公金総合保険	B	R4.5.20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
10 廃棄物処理施設管理				
1	処理施設の使用許可	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
2	一般廃棄物の処分手数料	A	R3.8.30	現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。なお、広域化後一定の期間を経た後、充当率等の検証を行い、必要に応じて見直すこととする。
3	組合が処分する産業廃棄物	A	R3.8.30	組合が一般廃棄物とあわせて処理することが必要であると認める産業廃棄物は定めない。
4	技術管理者の資格	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。
5	処理施設の利用時間及び休業日	B	R4.1.12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
6	搬入を制限する廃棄物	C	R2.11.26	現行の弘前地区環境整備事務組合の基準を引き継ぐ。
7	処分手数料の徴収方法	C	R3.12.20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

分類	協議項目	決定機関 A:協議会 B:幹事会 C:専門部会	決定日 (協議終了日)	決定内容
10 廃棄物処理施設管理				
8	一般廃棄物の処分手数料の減免	B	R3. 7. 14	一般廃棄物の処分手数料の減免について、適用範囲を統合時に拡充する。 なお、手続きについては、現行の弘前地区環境整備事務組合の例による。
9	搬入手続	C	R3. 12. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
10	搬入の停止等	C	R3. 12. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11	許可の取消等	C	R3. 12. 20	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
12	許可証の返還	B	R4. 1. 12	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
11 施設受入基準				
1	可燃ごみ	A	R2. 10. 15	受入施設は弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場、受入基準は現行どおり
2	不燃ごみ	A	R2. 10. 15	・受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ・水銀使用廃製品のより一層の飛散・流出防止策を検討
3	大型（粗大）ごみ	A	R2. 10. 15	・受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ・搬入量の増加を踏まえた廃量の基準を検討
4	資源ごみ	A	R2. 10. 15	①かん 受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ②びん 受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ③ペットボトル 受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ④プラスチック製容器包装 分別収集を行っている市町村は現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入 ⑤紙パック 受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ⑥ダンボール 受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ⑦紙製容器包装 ・受入施設は弘前地区環境整備センター、受入基準は現行どおり ・分別収集を行っている市町村は雑紙への区分変更を検討 ⑧新聞・雑誌・雑紙 分別収集を行っている市町村は現行どおり民間の中間処理施設へ直接搬入
5	り災ごみ	A	R3. 8. 30	受入施設は「弘前地区環境整備センター」とし、受入基準は現行の施設受入基準を引き継ぐ。なお、災害廃棄物については、各市町村の災害廃棄物処理計画に基づき処理する。
12 処理区分				
1	可燃ごみの処理区域割	A	R3. 8. 30	可燃ごみ（行政委託分）について、弘前地区環境整備センターで処理する区域は弘前市、黒石市、藤崎町、板柳町、田舎館村、西目屋村とし、南部清掃工場で処理する区域は弘前市、平川市、大鰐町とする。なお、その他の可燃ごみについては2施設で処理する。
2	小型家電の施設回収	B	R3. 1. 28	現行の弘前地区環境整備事務組合の取組を引き継ぐ。
3	処理不適物の扱い	B	R3. 1. 28	両組合で取扱いが異なるものについては統合時まで統一する。

分類	協議項目	決定機関 A:協議会 B:幹事会 C:専門部会	決定日 (協議終了日)	決定内容
12 処理区分				
4	危険物処理の扱い	B	R3. 1. 28	両組合で収集処理の取扱いが異なる危険物は、安全な収集運搬及び処理方法を検討し、統合時までに統一する。
5	廃電池類処理の扱い	B	R3. 1. 28	廃電池類による水銀の飛散・流出及び発火事故を防止するための収集運搬及び処理方法を検討し、統合時までに再編する。
6	犬猫等死骸処理の扱い	B	R3. 1. 28	受入施設は、弘前地区環境整備センター及び南部清掃工場とし、現行の可燃ごみの受入基準を引き継ぐ。
7	プラスチック資源一括回収リサイクル	B	R5. 12. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8市町村で統一した新たな分別区分「プラスチック資源」を設ける。 ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき、中間処理を省略してリサイクルするための方法を統合時までに確立する。
13 焼却灰運搬				
1	焼却灰運搬業務	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。
14 処理計画等				
1	廃棄物処理等に係る計画	B	R4. 9. 21	現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。